

青森県農業共済組合連合会個人情報保護方針

青森県農業共済組合連合会（以下「当連合会」という。）は、組合員の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当連合会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当連合会は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 当連合会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

3. 当連合会は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

4. 当連合会は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 当連合会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 当連合会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

7. 当連合会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

以 上

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報の保護に関する法律に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。（用語等は当連合会の個人情報保護方針と同一です。）

1. 当連合会が取扱う個人情報の利用目的（法第 18 条第 1 項関係）

農業災害補償法に基づく農業共済事業を行うために下記の事項について利用します。

- (1) 損害評価を行うため。
- (2) 制度改善や調査協力による謝礼等をお送りするため。

2. 当連合会が取扱う保有個人データに関する事項（法第 24 条第 1 項関係）

(1) 当該個人情報取扱事業者（当連合会）の名称

青森県農業共済組合連合会

(2) すべての保有個人データの利用目的

農業災害補償法に基づく農業共済事業の損害評価等

(3) 開示等の求めに応じる手続

① 開示等の求めのお申出先

青森県農業共済組合連合会

② 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

開示の求めに際して提出すべき書類は、連合会に備え置いています。

③ 開示等の求めをする者が本人又はその代理人であることの確認の方法

1. 開示を求める本人であることを証明するもの。

自動車運転免許証、パスポート、他本人と証明できるもの。

2. 代理人であることを証明するもの。

委任状（本人の署名、押印したものに限る。）

なお、代理人は代理人の身元を明らかにする物を持参願います。

④ 利用目的の通知又は開示を求める際の手数料の額及び徴収方法

本人（代理人を含む）が、本人の情報を閲覧する場合は、料金を頂きません。ただし、コピーを求める場合は、一枚あたり 10 円を現金で頂きます。

(4) 保有個人データの取扱いに関し、当連合会が設置する苦情のお申出先窓口

青森県農業共済組合連合会 総務部（総務課・研修指導課）

3. 共同利用に関する事項（法第 23 条第 4 項第 3 号関係）

法第 23 条第 4 項第 3 号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者の間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態においているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当連合会が共同して利用する場合には次のとおりです。

- (1) 津軽広域、ひろさき広域、南部地域農業共済組合との間の共同利用
共同利用の目的 → 建物共済損害評価処理迅速化のため。
個人データの管理について責任の所在等 → 当連合会
- (2) 共同利用する個人データの項目
建物共済 → 本人の住所、氏名、建物の所在地等加入状況

以 上